

第3次 小城市教育振興基本計画



令和4年3月
小城市教育委員会

表紙の写真

撮影地：小城公園

武田誠司

はじめに

第3次小城市教育振興基本計画の策定にあたって

小城市は、平成 29 年度を初年度とする「第 2 次小城市総合計画」で、本市の将来像「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」を実現するため、市民の皆様との協働のまちづくりを基本に取り組んでまいりました。これに合わせて、小城市教育委員会においても「第2次小城市教育振興基本計画」を策定し、基本目標を「城創伝心」として急激に変化する社会において一人一人が「生き抜く力」を身につけながら、世代に応じた自己実現が図られるようにと取り組んでまいりました。

昨年から世界中を巻き込み猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、今もなお収束のつかない状況にあり、これに伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつあります。

このように先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代である今、私たち一人一人そして社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が対等な立場で協力して解決策を生み出していく資質・能力が一層強く求められているところです。

小城市教育委員会では、これまで教育の基本目標「城創伝心」～小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり～を継承すると共に、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、未来へ向けて高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力である「生きる力」を育んでいくために「第3次小城市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づいた施策を展開し、小城市の教育がより充実したものになるように教育の振興に努めてまいります。今後とも、小城市の教育に対しまして、市民の皆様のご理解とお力添えをよろしくお願いいたします。

令和4年3月

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

【目 次】

基本計画

1	基本計画策定の趣旨	・・・	1
2	基本計画の位置づけ	・・・	1
3	基本計画の範囲	・・・	1
4	基本計画の対象期間	・・・	1
5	基本目標	・・・	2
6	基本方針	・・・	3
7	施策の展開	・・・	6
	施策1：学ぶ力を育むための環境整備	・・・	7
	施策2：豊かな心を育む教育の推進	・・・	7
	施策3：健やかな体づくりの推進	・・・	8
	施策4：子育て環境の充実	・・・	9
	施策5：青少年健全育成環境づくり	・・・	9
	施策6：青少年の地域活動の促進	・・・	10
	施策7：生涯学習・生涯スポーツの環境の充実	・・・	11
	施策8：自主的な取り組みの推進	・・・	11
	施策9：歴史、文化・伝統芸能の継承と振興	・・・	12
	施策10：文化財の適正な保護	・・・	13
8	基本計画の進捗管理	・・・	14

基本計画

1 基本計画策定の趣旨

この計画は、「第2次小城市教育振興基本計画」に基づいて実施してきた様々な事業の成果と課題を検証した上で、令和3年度に策定する「第2次小城市総合計画後期基本計画」に基づいて小城市の教育が目指す基本的な目標を明確にし、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することを目的として策定しました。

2 基本計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項により、地方公共団体に策定が求められている教育の振興のための施策に関する基本的な計画であると共に、「第2次小城市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、教育分野に関する内容をより具体化、整理した計画とします。

3 基本計画の範囲

この計画では、小城市教育委員会が担当している、幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、青少年健全育成、生涯学習、生涯スポーツ、文化振興、文化財保護、教育行政事務、さらに市長の職務権限である児童福祉に関する一部の分野を対象とします。

4 基本計画の対象期間

計画の期間は、第2次小城市総合計画の後期基本計画に合わせ、今後4年間（令和4年度から7年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進します。

年度（和暦）		3	4	5	6	7
項目						
市計画		第2次小城市総合計画				
		前期基本計画（5年）	後期基本計画（4年）			
市教委 計画		第2次教育振興基本計画	第3次教育振興基本計画			
市教委 課別計画	教育総務課	第2次小城市立学校教育施設整備計画〈期間規定なし〉				
	教育総務課 保育幼稚園課 （主管：社会福祉課）	第2期小城市子ども・子育て支援事業計画				次期
	教育総務課 学校教育課	第2次小城市教育情報化 基本計画（5年）	第3次小城市教育情報化基本計画（4年）			
	文化課	屋根のない博物館構想〈期間規定なし〉				
		第3次小城市子どもの読書活動推進計画（5年）				
	生涯学習課	小城市生涯学習推進計画（5年）				次期
		小城市スポーツ推進計画（10年）				

5 基本目標

小城市教育委員会では、第2次小城市総合計画の将来像である「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」の実現を目指すと共に、小城市教育振興基本計画における基本目標を次のとおり継承していきます。

基本目標

じょうそうでんしん

「城創伝心」 “小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を
育み後世へ伝える人づくり”

今日の社会は、少子高齢化の進行、人口減少、情報化、国際化、科学技術の進展、知識基盤社会への移行、環境意識の高まり、地域主権改革の推進など、私たちを取り巻く社会情勢や環境は急激にそして多様に変化しています。

このような中、私たちにはこうした変化に対して、柔軟かつ積極的に対応する力が求められています。とりわけ、次代を担う子どもたちには、社会の変化に適切に対応し、自分らしさを発揮して未来を切り拓いていく「社会を生き抜く力」を育むことが大切です。

学校教育機関や幼児教育・保育機関、社会教育機関などは、教育の専門機関として、豊かな感性、確かな学力をはじめ、自立した個人として社会で求められる知識・技能の習得、人格の形成など、実社会・実生活を生き抜く基盤となる資質・能力、「生きる力」を育むことが必要です。

家庭は、教育の出発点であり、その第一義的な責任を有するものとして、子どもの課題は大人の課題であるということを自覚し、学習活動や学校生活、社会生活などにおいて求められる基本的な生活習慣、社会における規範意識などの基礎的な素養を育むことが肝要です。

地域や企業は、健全な人間性・社会性などを幅広く育む市民の生涯学習の場として多様な地域の資源を生かし、各種の体験活動や、様々な教育、学習の機会を提供すると共に、学校や家庭を支援することが重要です。

これらのことから、小城市教育委員会は、学校や公民館等の教育機関や家庭、地域社会と連携を密にして、市民一人一人が、共に支えあい学びあう健全な社会の構成員として、郷土の歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなどの「生きる力」を育み、国際的視野に立ち郷土や国家を担う責任を自覚し、文化の創造と社会の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい人間力を身につけた市民の育成に努めます。

6 基本方針

小城市教育の基本目標である「城創伝心」“小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”を体系的に推進するため、1「学校教育の充実」、2「子育て支援の充実」、3「青少年の健全育成」、4「生涯学習・生涯スポーツの充実」、5「歴史・文化の継承と文化財の保存」の5つを基本方針として定めます。

小城市が第2次総合計画に定める小城市の将来像
「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」

第3次小城市教育振興基本計画

基本目標 「城創伝心」“小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”

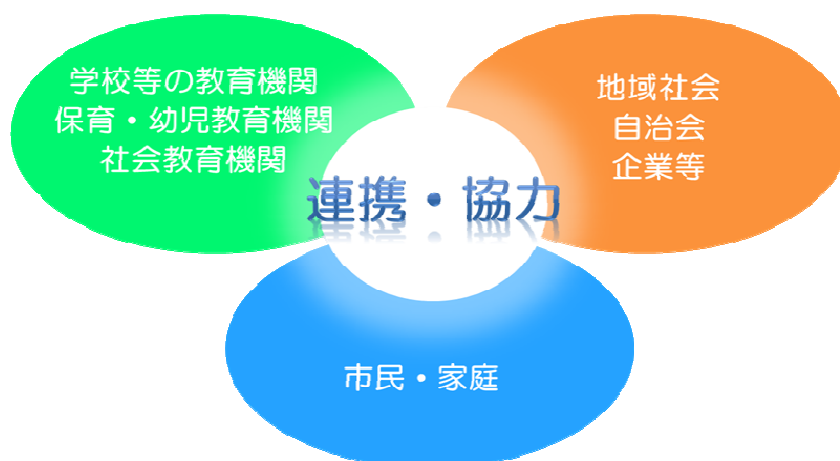
基本方針

- 1「学校教育の充実」
- 2「子育て支援の充実」
- 3「青少年の健全育成」
- 4「生涯学習・生涯スポーツの充実」
- 5「歴史・文化の継承と文化財の保存」

《基本目標達成のための連携・協力のイメージ》

基本目標

じょうそうでんしん
「城創伝心」“小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”



1 学校教育の充実

学校等が教育の専門機関としての機能を十分に発揮し、豊かな人間性やコミュニケーション能力、学力の定着など、これからの社会を生き抜くための「生きる力」を育む教育の推進に努めます。

変化の激しいこれからの社会を生き抜く子どもたちには、自分で課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要で、自らを律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性が求められます。

そこで義務教育 9 年間を通して、自らの人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成等、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成に努めます。

2 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子どもたちの安全な居場所づくりに努めます。また、子育ての経済的な支援を図っていきます。

子育て世代の仕事と生活の調和をめざし、働きながら子育てをしている家庭の育児負担を軽減するため、子育て家庭のニーズに対応した幼児教育・保育サービスや放課後児童クラブなど健全で安全な居場所の環境づくりに努めます。

子育て世代への経済的な支援策の一つとして、幼児教育・保育の無償化、修学資金の貸付けを行い、平等に教育を受ける機会の拡大を図っていきます。

3 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく育つように地域ぐるみで健全育成活動を展開します。また、学校と地域との連携・協働を進めていきます。

青少年を取り巻く環境は、年々様々に変化しているため、健全な育成に導く必要があります。

小城市では、子どもを見守り育てる体制として、各地区の青少年育成会等の基盤があります。公民館、支館を活動拠点とするその活動はきめ細やかで、多くの市民が関わっています。その活動をこれからも維持するとともに、時代のニーズに応じた活動が柔軟にできるように支援を行っていきます。

また、多くの市民や企業の力も得ながら、家庭・学校・地域との連携、協働関係を深めていきます。

4 生涯学習・生涯スポーツの充実

市民が、生涯にわたり学び続け心豊かに生き生きと暮らしていくための自発的な活動を支援します。

また、年齢や性別、障がい等を問わず、市民が関心、適性等に応じてスポーツに取り組める環境の充実を図ります。

市民一人一人が生涯を通して自らを磨き、高め、生き生きと暮らす社会の実現を目指すために、ニーズに応じた情報の提供と地域住民にとって最も身近な公民館や図書館などの社会教育施設の環境の充実に努めていきます。

生涯スポーツについては、誰もが安全・安心して利用できるよう施設を適正に管理し、市民が関心、適性等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりと、地域社会が連携・協力して子どもたちがスポーツを行うことができる機会の向上を図っていきます。

5 歴史・文化の継承と文化財の保存

市の歴史や伝統文化を継承し、また新たな文化を創造し、市民の豊かな文化活動を推進していきます。

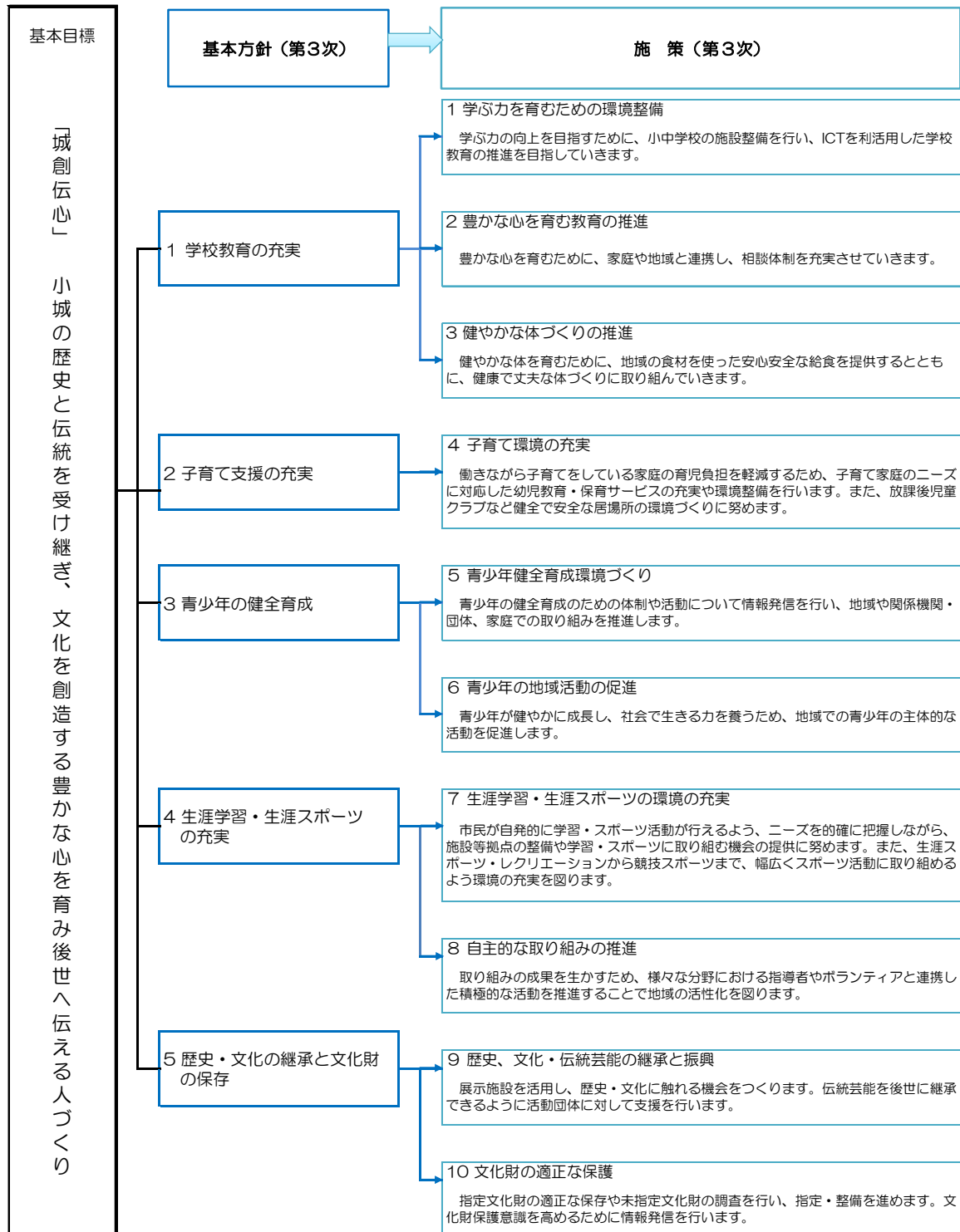
市民と共に多彩な文化の振興と伝統文化の継承を行います。小城市の次世代を担う子どもたちにも学校と連携しながら郷土の歴史や文化に触れる機会を作っていきます。

そのため中林梧竹記念館や歴史資料館の設備面の整備・充実や、収蔵資料の充実を図り、市民の豊かな文化活動を推進していくために、活動の場である文化施設の充実を進めていきます。

小城市全域を博物館と位置付ける「屋根のない博物館構想」に基づき文化財の保存・活用等を行っていきます。

7 施策の展開

小城市教育委員会では、基本目標を実現するために、次の10項目の「施策」を掲げ、体系的に施策を展開していくことにより、基本目標の実現を図ります。



施策 1 学ぶ力を育むための環境整備

(1) 施策の目標

学ぶ力の向上を目指すために、小中学校の施設整備を行い、ICT を利活用した学校教育の推進を目指していきます。

(2) 施策の取り組み方針

学習指導要領の趣旨に基づき、子どもたちに「生きる力」を育む教育を推進していくために、教職員の資質向上を図り、安全・安心で質の高い学習環境を整備していきます。教職員や子どもたちがICTをより有効的に効果的に利活用し、主体的で、対話的で、深い学びを実践することで、子どもたちの学力や豊かな人間性を高める教育を行っていきます。

そして、小中学校における義務教育9年間を通して、子ども一人一人の成長を支え、確実に資質能力を伸ばし、進路希望の達成に向けて取り組みます。

※ ICT: ICT は Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。
電子黒板や学習者用端末(パソコン)などの機器を導入して、その特性を活かした授業を展開したり、デジタル教科書などのデジタルコンテンツを活用した授業を実践したりすること。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
進路希望達成率	%	中学3年生の進路希望調査・結果	85.0	88.0
学習状況調査正答率(学力)	%	全国学力・学習状況調査	62.9	65.0
ICT利活用による学習により、授業がよく分かるようになった児童生徒の割合	%	佐賀県学習状況調査	89.1	90.0

施策 2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 施策の目標

豊かな心を育むために、家庭や地域と連携し、相談体制を充実させていきます。

(2) 施策の取り組み方針

道徳教育や人権・同和教育、また体験活動など、教育活動全体を通して、子どもたちの豊かな心の育成に取り組んでいきます。いじめや不登校、様々な子どもの悩み等につ

いても、子どもに寄り添った支援を行い、家庭や関係機関等とも連携をしながら支援を行っていきます。

また、子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた就学支援や教育活動に努めます。そのために、特別支援教育についての理解を深め、家庭や関係機関との連携を強化し、より細やかで具体化した支援を講じていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
豊かな心を持つ子どもの割合	%	全国学力学習調査意識調査	94.0	96.2

施策3 健やかな体づくりの推進

(1) 施策の目標

健やかな体を育むために、地域の食材を使った安心安全な給食を提供するとともに、健康で丈夫な体づくりに取り組んでいきます。

(2) 施策の取り組み方針

子どもたちが学校給食を通して、食の大切さを学ぶ教育の推進を図ります。

子どもたちの丈夫な体を作るために、地産地消の推進による安心安全な給食を提供すると共に、食物アレルギー体質の子どもたちにも対応した給食の提供に努めます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	%	佐賀県教育庁調査 (朝食等実態調査)	86.6 (H27)	88.0
全国体力調査体力合計点	点	全国体力運動能力・運動習慣等調査	46.0	47.0

施策4 子育て環境の充実

(1) 施策の目標

子育て世代の仕事と生活の調和をめざし、働きながら子育てをしている家庭の育児負担を軽減するため、子育て家庭のニーズに対応した幼児教育・保育サービスや放課後児童クラブなど健全で安全な居場所の環境づくりに努めます。また、幼児教育・保育ネットワークを活用し保育士等の質の向上に取り組みます。

子育ての経済的な支援の一つとして、幼児教育・保育の無償化、修学資金の貸付けを行い、平等に教育を受ける機会の拡大を図っていきます。

(2) 施策の取り組み方針

「小城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育給付、保育の必要性の認定、幼児教育・保育の無償化、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業等に取り組むと共に、幼児教育・保育ネットワークにより市内の公立・私立全ての就学前教育・保育施設が情報を共有することで相互の連携を強化し、就学前教育や保育行政に関する意見の交換や職員の資質向上に向けた研修を行うことにより、子育て支援施策の円滑な実施と小学校へのスムーズな移行に向けて、一層の充実を図ります。

また、修学資金の貸付けについては、平等に教育を受ける機会を失わないよう小城市育英資金貸付制度及び小城市小柳育英資金貸付制度の周知を図ると共に、貸付制度の健全な運営に努めていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
安心して子育てができるまちと思う市民の割合	%	市民アンケート	84.5	85.0
安心して子どもを産むことができるまちと思う市民の割合	%	市民アンケート	82.0	83.0

施策5 青少年健全育成環境づくり

(1) 施策の目標

青少年の健全育成のための体制や活動について情報発信を行い、地域や関係機関・団体、家庭での取り組みを推進します。

（２）施策の取り組み方針

小城市青少年育成市民会議を母体とし、公民館、支館を拠点とした青少年の安心と安全を確保する活動の充実を図ります。

青色回転灯装備車による巡回、子ども１１０番の家など地域（地区青少年育成会・家庭・学校）を挙げて青少年の見守り活動を維持していきます。

青少年の可能性を最大限に発揮できるよう家庭・学校・地域で連携・協力を努めていきます。

（３）施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
子ども１１０番協力者（団体）数	件	実績	457	500

施策６ 青少年の地域活動の促進

（１）施策の目標

青少年が健やかに成長し、社会で生きる力を養うため、地域での青少年の主体的な活動を促進します。

（２）施策の取り組み方針

子どもたちをたくましく育てるために、地域の大人や高校生、大学生の力を借りて、地域の特性を生かした体験活動を行います。

また、地域全体で学校を支援する体制をつくり、地域の教育力の活性化を図ります。

（３）施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
地域との関わりの中で、子どもたちが心身共に健やかにたくましく成長していると思う市民の割合	%	市民アンケート	23.6	26.0

施策 7 生涯学習・生涯スポーツの環境の充実

(1) 施策の目標

市民が自発的に学習・スポーツ活動が行えるよう、ニーズを的確に把握しながら、施設等拠点の整備や学習・スポーツに取り組む機会の提供に努めます。

また、“スポーツの力で人も地域も元気になる！”を小城市のスポーツ行政の目指す姿とし、生涯スポーツ・レクリエーションから競技スポーツまで、幅広くスポーツ活動に取り組めるよう環境の充実を図ります。

(2) 施策の取り組み方針

各公民館や支館、生涯学習センターを中心に、「いつでも、どこでも、だれでも」生きがいとして生涯学習に取り組めるよう、ニーズを的確に把握し、講座等の提供や、施設の維持整備に努めます。

また、市民の誰もが、年齢や性別、障がい等を問わず、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、幅広くスポーツ活動に取り組めるよう環境づくりに努めます。

市民図書館は、資料の充実と市内全域に平等で公平なサービスを行うことによって、第3次小城市子どもの読書活動推進計画の実現を目指し、市民の図書館利用の推進を図ります。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
目的を持って継続して自発的、自主的に生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	市民アンケート	29.2	42.0
目的を持って継続して自発的、自主的に生涯スポーツに取り組んでいる市民の割合	%	市民アンケート	25.1	50.0
市民一人当たりの図書貸出冊数	冊	実績	6.6	8.6
図書館蔵書数	冊	実績	304,883	305,000

施策 8 自主的な取り組みの推進

(1) 施策の目標

取り組みの成果を生かすため、様々な分野における指導者やボランティアと連携した積極的な活動を推進することで地域の活性化を図ります。

（２）施策の取り組み方針

文化人財バンク制度を活用し、身につけた知識や技術を生かし伝えていくことで、地域の活性化につなげます。

また、各種スポーツ団体やスポーツ推進委員など様々な分野における指導者やボランティアと連携した仕組みづくりを進め、積極的に活動できるよう努めていきます。

（３）施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
文化人財バンクの派遣件数	件	実績	47	400

※直近値（R2）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止によるもの。H31（R1）は423件。

施策９ 歴史、文化・伝統芸能の継承と振興

（１）施策の目標

小城市立歴史資料館・中林梧竹記念館を充実・活用し、歴史・文化に触れる機会をつくれます。伝統芸能を後世に継承できるように活動団体に対して支援を行います。

（２）施策の取り組み方針

書に親しむ機会をつくり、小城出身の書家中林梧竹の業績を紹介します。

市内小・中学校で『小城歴史読本』を活用した郷土学習の協力を行い、小城の歴史や文化を受け継ぎ、新たな文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくりを行います。

芸術・文化団体の活動の振興、絵画や音楽など高度な芸術を鑑賞する機会を提供、伝統芸能団体への活動の活性化・継続の支援を行います。

（３）施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
小城市の歴史、文化・芸術に関心を持っている市民の割合	%	市民アンケート	42.1	50.0
歴史、文化・芸術活動に取り組んでいる市民の割合	%	市民アンケート	10.1	15.5

施策 10 文化財の適正な保護

(1) 施策の目標

指定文化財の適正な保存や未指定文化財の調査を行い、指定・整備を進めます。文化財保護意識を高めるために情報発信を行います。

(2) 施策の取り組み方針

指定文化財の保存、未指定文化財の調査を行い、文化財の整備を進めます。観光やまちづくりとの連携という視点に立ち、「屋根のない博物館構想」に基づき説明板の整備などを行います。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

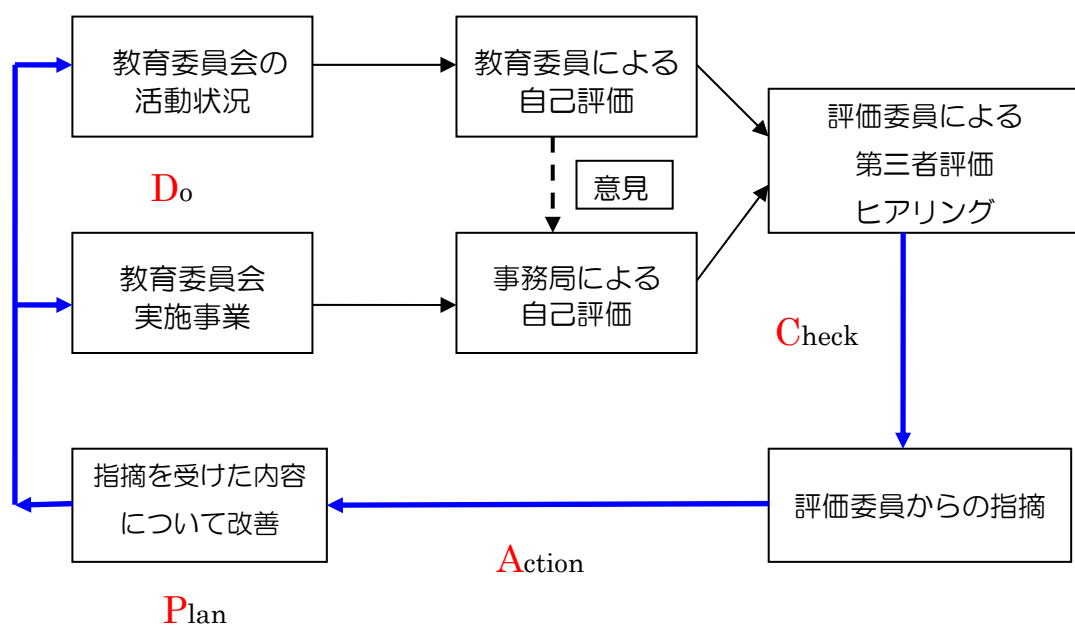
成果目標	単位	調査方法	直近値 (R2)	目標値 (R7)
文化財の指定件数	件	実績	88	93
説明板の設置件数	件	実績	77	92

8 基本計画の進捗管理

進捗管理の方法

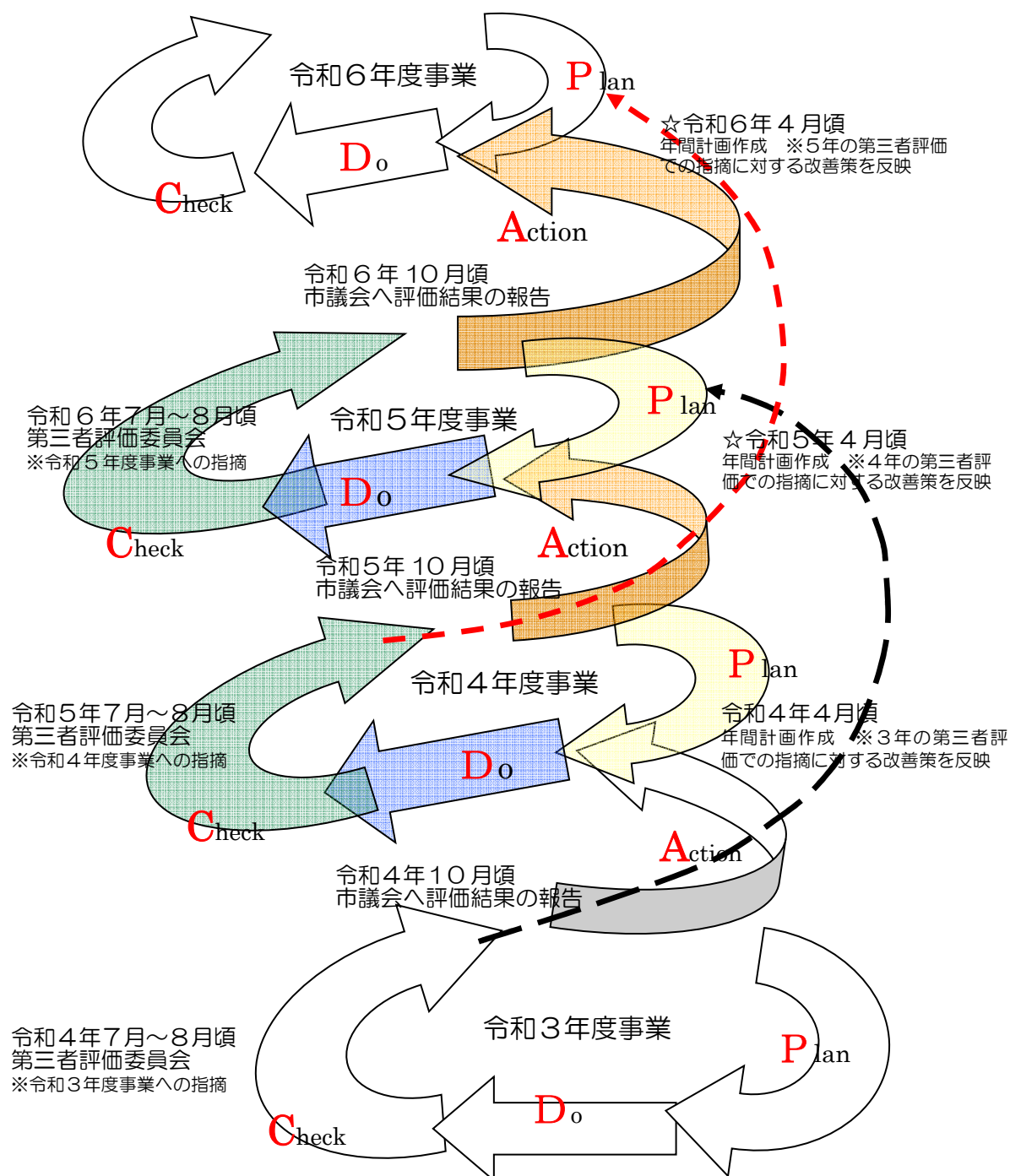
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成 20 年 4 月 1 日に施行され、「教育委員会の責任体制の明確化」の方策として、「教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、その活動状況の点検・評価を行い、その報告書を作成し、これを議会へ提出すると共に公表すること」が義務付けられました。

これを受け、小城市教育委員会では、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するために、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を行い、事業の継続的な改善を図っていきます。



小城市教育委員会のPDCAサイクル

この計画は、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改善（Action）のサイクルで進捗管理を行います。この流れをPDCAサイクルといいます。





第3次小城市教育振興基本計画

令和4年3月発行

作成 小城市教育委員会

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL 0952-37-6130

FAX 0952-37-6167

E-Mail kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp